

# 鉄道関係公共事業の完了後の事後評価実施細目

## 第1 目的

鉄道関係公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方等に反映することを企図するものである。

## 第2 事後評価の対象とする事業の範囲

事後評価の対象とする事業は、鉄道関係の以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

- (1) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (2) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、（1）に該当するものを除く。）  
なお、補助事業等については、本実施細目に基づき、事後評価の実施主体により事後評価が行われることを期待する。

## 第3 事後評価を実施する事業

1. 事後評価を実施する事業は、以下の事業とする。
  - (1) 事業完了後5年が経過した事業。また、事業完了の定義は、別紙に定めるとおりとする。
  - (2) 事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、事業評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業。  
この場合において、以下に掲げるものを基本とする。
    - ① 審議結果を踏まえ、効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると事後評価の実施主体の長が判断した事業。
    - ② 審議結果を踏まえ、改善措置が必要であると事後評価の実施主体の長が判断し、その措置が講じられた事業。
2. 事後評価を実施する際の事業の単位は、新規事業採択時評価、再評価を実施する単位とする。ただし、連続した複数の区間が一体となって効果を発揮する場合には、それらをまとめて1つの事業単位とすることができるものとする。

## 第4 事後評価の実施、結果等の公表及び関係資料の保存

1. 事後評価の実施手続
  - (1) 事後評価の実施主体は、以下のとおりとする。
    - ① 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
    - ② 補助事業等にあつては、地方公共団体又は民間事業者等（国、独立行政法人等又は地方公共団体以外のものをいう。以下同じ。）。
    - ③ 複数の事業が一体となって実施された事業にあつては、各事後評価の実施主体等が調整して、事後評価を実施することができるものとする。
  - (2) 事後評価の実施時期は、以下のとおりとする。

- ① 第3の1(1)に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ② 第3の1(2)に該当する事業にあつては、審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が実施時期を決定する。
- (3) 事後評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
  - ① 独立行政法人等施行事業  
独立行政法人等は、事後評価を行うに当たって必要となるデータ収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、事後評価を行うために必要な資料（以下「事後評価に係る資料」という。）を作成し、必要に応じて鉄道局と協議し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針を決定する。
  - ② 補助事業等  
事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針を決定する。
- (4) 審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討の必要性について指摘された場合、事後評価の実施主体は、鉄道局にその内容を報告するものとする。鉄道局は、この報告を踏まえ、必要に応じ、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討を進める。
- (5) 改善措置の実施主体については、事後評価の実施主体とする。

## 2. 対応方針等の公表

- (1) 事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに鉄道局に報告し、これらを公表するものとする。
- (2) 事後評価の実施主体は、審議結果を踏まえ改善措置が講じられた場合、すみやかにその内容について公表するものとする。
- (3) 鉄道局は、審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、その対応について、適宜、公表する。さらに、見直し等について検討した場合、その結果による反映状況について、適宜、公表するものとする。

## 3. 関係資料の保存

事後評価の実施主体は、事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、当該事業の審議結果及び対応方針に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するにあたって必要となった関係資料を保存するものとする。

## 第5 事後評価の手法

### 1. 事後評価手法の策定

- (1) 鉄道局は、事業種別ごとに事後評価の評価手法を策定する。  
なお、事業種別ごとの事後評価の評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される委員会に意見を聴くものとする。
- (2) 鉄道局は、事業種別ごとに策定した事後評価の評価手法を公共事業評価システム検討委員会に報告するとともに、策定した事後評価の評価手法を公表するものとする。
- (3) 事後評価の評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

## 2. 事後評価手法の改善

鉄道局は、事後評価の精度の向上を図るため、事後評価の結果を利活用しやすいよう蓄積するとともに、事後評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに事後評価の評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

## 3. 事後評価の視点

(1) 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、各視点について、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業の効果の発現状況
- ③ 事業実施による環境の変化
- ④ 社会経済情勢の変化
- ⑤ 今後の事後評価の必要性
- ⑥ 改善措置の必要性
- ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

## 第6 事業評価監視委員会

### 1. 事業評価監視委員会の設置

事後評価の実施主体の長は、事後評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

### 2. 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、事後評価の実施主体が事後評価を実施する全ての事業について審議するものとする。

### 3. 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、事後評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して事後評価の実施主体が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対しても審議を行い、その必要性があると認めるときには、意見の具申を行うものとする。

### 4. 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開や議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能となるよう配慮するものとする。

### 5. 事業評価監視委員会の意見の尊重

事後評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

## 第7 その他

鉄道局と各事後評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整

を図るものとする。

## 第 8 施行

本実施細目は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本実施細目の施行に伴い、「鉄道局関係公共事業の事後評価実施細目（平成 21 年 7 月 23 日公共事業評価システム検討委員会鉄道部会決定）は、廃止する。

(別紙)

各事業種別ごとの事業完了の定義

鉄道関係個別公共事業	事業完了の定義
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間が全て供用を開始した時点
整備新幹線整備事業	事業採択を行った区間が全て供用を開始した時点